

岩手県内に所在する近現代の津波に関するモニュメント群の 悉皆調査に基づく分析

Analysis of Monuments Related to Modern Tsunamis in Iwate Prefecture Based on a Comprehensive Survey

目時 和哉¹, 福留 邦洋²

Kazuya METOKI¹ and Kunihiro FUKUTOME²

¹ 岩手大学大学院 / 岩手県立博物館

Iwate University Graduate School of Arts and Sciences / Iwate Prefectural Museum

² 岩手大学地域防災研究センター

Research Center for Regional Disaster Management, Iwate University

This study defines the monuments established in response to past tsunami damage as “tsunami monuments” and conducts a comprehensive survey in Iwate Prefecture. The results revealed the following: 244 monuments in Iwate Prefecture were defined as “tsunami monuments.” These “tsunami monuments” can be broadly categorized into three types: commemorating victims, recording events, and marking the tsunami arrival points. During the Great East Japan Earthquake, 41% of the monuments escaped tsunami damage. 17% of the monuments were confirmed to have been relocated from their original installation sites, including marker-type monuments indicating past tsunami inundation points. Currently, 26% of the monuments have an observed relationship with residents.

Keywords: *Tsunami, Monument, Iwate prefecture, Comprehensive Survey, Disaster Culture*

1. はじめに

東日本大震災は、過去に発生した自然災害における被災の経験を糧として編まれた災害文化、あるいはその一つの表象としての災害にまつわるモニュメント群の現代的意義が問い直される契機となった。

当該震災で津波被災地となった東北地方太平洋沿岸部に所在する、津波に関するモニュメント群に焦点を当てると、これらについて悉皆的な学術調査に先鞭をつけたのが、卯花政孝氏¹⁾²⁾³⁾、北原糸子氏⁴⁾、首藤伸夫氏⁵⁾である。三陸地方で行われた三氏の研究成果は、1990年代から2000年代にかけて断続的に発表されるとともに、2003年から公開が開始されたホームページ「津波デジタルライブラリ」という、アクセスが容易な媒体へと総合・昇華され、広く共有されるに至った。

これが一つの呼び水となり、以降、三陸地方とその周辺地域において、過去の津波にまつわる石碑類の悉皆的な調査とその成果普及が重ねられてきた⁶⁾⁷⁾⁸⁾。東日本大震災を経た近年では、これらのモニュメント群の認知度が個人の避難行動に与える影響について定量的な検証を行うという先駆的な研究も試みられている⁹⁾。

しかしながら、これまで複数の機関や個人により悉皆的な調査が繰り返されてきたものの、一体何を調査対象とすべきであるのかという最も基本的な前提についてす

ら、十分な議論が重ねられてきたとは言い難い。また、現代の地域防災における有用性について議論する上で不可欠な要素となる地域住民との関わりや、特に過去の津波到達点を示す指標としての機能を備えるモニュメントの意義を大きく左右する移動履歴などについて、網羅的な調査に基づく成果は管見の限り確認できない。

加えて言えば、従来の調査や議論の多くは、特定のモニュメントや地域を対象ないし論拠として展開されたものであり、その成果をどこまで敷衍できるかについてはなお検討の余地が残されている。今後も形を変えて私たちを脅かし続ける自然災害に備える上で、過去の災害に因むモニュメントはいかなる有効性を発揮し得るのか、ひいては私たちが災害の歴史といかに向き合っていくべきであるのかという問いに対し、東日本大震災という経験に立脚して、より普遍的な答えを導き出すために、モニュメント群の全体像を踏まえた上での議論は避けて通ることができないであろう。

本稿は、以上のような問題意識に基づき、主に歴史学・民俗学的側面から、筆者が東日本大震災以降継続してきた、岩手県内に所在する過去の津波被害に関するモニュメント群の調査結果を整理し、その基礎的性格や特徴、来歴等を明らかにする中で、今後のこれらモニュメントを素材とした研究の一層の発展に資することを旨とするものである。

2. 調査対象

本研究において対象とする、過去の津波災害に因んだモニュメント群はその呼称に一定を見ず、「津波碑」、「津波石碑」、「自然災害伝承碑」など、さまざまに呼び習わされてきた。しかしながら、過去の悉皆調査の対象の中には、石柱や仏像型のものなど、必ずしも「碑」あるいは「石碑」という呼称が適当と言えないものが含まれており、無批判に先例に倣うことはできない。

一方、より汎用性の高い概念として近年提唱されている「津波伝承知メディア」¹⁰⁾や、「災害伝承物」¹¹⁾というカテゴリーも魅力的ではあるが、対象が拡張されることにより、石碑類を中心とした過去の悉皆的調査成果との接合に難が生じる。

そのため、本稿においては、以下の条件を満たすものを「津波モニュメント」として論を進めたい¹⁾。

- ①過去の津波災害（本稿においては東日本大震災を除く）の伝承または犠牲者供養を主目的とする媒体として設けられた人工物の内、不動産的な性格を帯びた（基本的に移動を想定されない）もの。
- ②但し、私的な墓碑のように、個人ないし私的な性格の強い集団以外のアクセスが想定されていないもの、津波の波高を示す表示・標識のように、土地固有性や設置者としての住民の主体性が希薄なものを除く²⁾。

3. 調査方法

本研究における調査方法は、主に直接踏査による目視観察、計測、及び所在地周辺における聞き取りによる。

調査時期は2011年～2014年、2018年～2023年の二期に大別され、軽微なものを除けば、計40回に及ぶ（前期・後期それぞれ20回ずつ実施）。前期は碑文等の基礎データの収集や東日本大震災直後の被災状況確認、後期は未収集データの補完と、復興事業の影響（道路工事に伴う移転や、被災したモニュメントの再建等）の確認が中心となった。

主たる調査項目は、所在地、碑文、サイズ、立地、東日本大震災における被災状況、周辺住民の関わり、移動履歴の有無であり、対象を実見しただけでは判断できない事項については、可能な限り周辺の住民等に聞き取り調査を行うことで補った。

4. 調査結果及び考察

(1) 岩手県内に所在する津波モニュメントの概況

調査結果を一覧として掲げる（表1）。

過去の津波に関する石碑類についての悉皆調査や論文等において対象とされたモニュメントは263を数えており、本稿の前提となる調査ではその全てを対象とした。調査の結果、本稿における「津波モニュメント」の定義に合致しないことが認められた19基については以降の検討の対象から除外した。残る244基の「津波モニュメント」について、表1として一覧を掲載する。但し、この内には東日本大震災で流失したと見られるものが12基、東日本大震災以前に何かしらの事情により撤去されたものが6基含まれている。

なお、対象外とした19基の内、12基は私的な墓碑に類するもの、6基が開港記念碑や郷土の先人の顕彰碑など、

津波災害の発生に直接動機づけられたものではないモニュメントの碑文中で部分的に津波に言及しているもの、残る1基は対象が津波と特定できないもの（高潮の可能性が指摘されているもの）である。これらについてはあくまでも狭義の「津波モニュメント」の基本的性格を理解することを目指す本稿では便宜的に捨象したものであり、対象外としたモニュメントの史的、文化的、災害伝承の媒体的な価値を否定するものではない。

(2) 各津波モニュメントが対象とする津波災害

個々の津波モニュメントが対象とする災害については、明治三陸地震津波が122、昭和三陸地震津波が94、明治・昭和の両者に言及しているものが12、1960年チリ地震津波に関するものが12、碑文からは対象が判別できないもの（不明）が4という内訳になる。

昭和三陸地震津波の後に、義捐金が投じられて弔慰施設や津浪浸水線石標（多くは記念碑として結実）の設置が促されたことに鑑みると、そのような外的動機が確認されていない明治三陸地震津波を対象としたモニュメントの数は突出していると言える（但し、昭和三陸地震津波の後に、東京朝日新聞社義捐金を活用して現大船渡市域内に設けられた明治三陸地震津波の到達点を示す13基の標石も122のモニュメント数に含まれている）。

明治三陸地震津波の発生から40年足らずで大規模津波災害が再発したことから、明治と昭和の震災を一括して扱うモニュメントも登場する。但し、それら12件の内7件については戦後の建立であることに留意したい。これに対し、1960年チリ地震津波と明治・昭和の津波を一括して扱うようなモニュメント建立の動きは確認されないが、1960年チリ地震津波の被害が甚大であった大船渡市では、昭和三陸地震津波の記憶継承を目的としたモニュメントがチリ地震津波発生の日日に合わせて建立されているなど、伝承の一体化が確認される（表1 No.153）。現在では、毎年3月11日に明治や昭和の三陸地震津波犠牲者の霊も併せて供養するという寺院が見受けられるように、対象災害発生から年月を経るにつれて、あるいはその後同様の大規模津波被害を繰り返すにつれて、供養や伝承の一体化・一括化が生じやすくなるものと考えられる。

1960年チリ地震津波後のモニュメント建立の動きは極めて限定的であり、岩手県内では東日本大震災で大槌町に所在したものが流失した現在、宮古市と大船渡市に確認されるのみである。犠牲者が生じていない宮古市や大槌町でモニュメントが建立された一方、大船渡市に次ぐ8名の犠牲者を数える陸前高田市においてモニュメントが皆無である点からは、明治・昭和の三陸地震津波とは異なる1960年チリ地震津波による被害を機に、津波防災のあり方が転換したことを物語っている¹²⁾。

(3) 各津波モニュメントの性格

本稿では津波モニュメントの性格を、供養碑型、記念碑型、標石型の三つに大別した。先行する悉皆的調査である国土交通省東北地方整備局による「津波被害・津波石碑情報アーカイブ」⁷⁾は、「津波石碑」の性格を慰霊型・教訓型・祈念型の三つに分類しているが、それぞれの定義や分類基準は不明である。

「記念碑」と題されたモニュメントの碑文中でも犠牲者の供養を願う思いが述べられているなど、個々のモニュメントの性格は必ずしも択一的に分類できるわけではないが、昭和三陸地震津波の後に岩手県によって編まれた『岩手県昭和震災誌』によると、「豫防対策」の一環

表1 岩手県内に所在する津波モニュメント一覧

No.	市町村	所在地	対象	性格	被災	時期	立地	移動	朝日	関与
1	洋野町1	種市第27地割	昭和	記念碑	なし	②	広場カ		○	
2	洋野町2	種市第5地割	明治	供養碑	なし	①	墓地			
3	洋野町3	種市第3地割	昭和	記念碑	浸水	②	境界		○	A
4	洋野町4	種市第3地割	明治・昭和	供養碑	なし	①	墓地			B
5	洋野町5	種市第1地割	昭和	記念碑	浸水	②	広場カ	○	○	A
6	洋野町6	小子内第4地割	明治・昭和	その他	なし	②	漁協カ	○		
7	洋野町7	小子内第4地割	昭和	記念碑	なし	②	小学校	○	○	
8	久慈市1	侍浜町横沼	昭和	記念碑	なし	②	境界		○	
9	久慈市2	侍浜町麦生	昭和	記念碑	なし	②	公民館		○	
10	久慈市3	夏井町大崎	昭和	記念碑	なし	②	到達点カ		○	
11	久慈市4	湊町第13地割	不明	記念碑	なし	不明	寺社			
12	久慈市5	湊町第13地割	明治・昭和	記念碑	なし	③	寺社			
13	久慈市6	湊町第13地割	昭和	記念碑	なし	②	寺社		○	
14	久慈市7	湊町第13地割	明治・昭和	記念碑	なし	②	寺社			
15	久慈市8	長内町第35地割	昭和	記念碑	なし	②	寺社	○	○	
16	久慈市9	宇部町第23地割	昭和	記念碑	なし	②	漁港		○	
17	久慈市10	宇部町第21地割	昭和	記念碑	損壊	②	漁協		○	
18	久慈市11	源道第13地割	明治	記念碑	なし	不明	寺社			A
19	久慈市12	源道第13地割	明治	記念碑	なし	③	寺社			A
20	野田村1	野田第26地割	明治	供養碑	なし	①	寺社			
21	野田村2	野田第10地割	昭和	記念碑	損壊	②	寺社	○	○	
22	普代村1	第13地割	昭和	記念碑	なし	②	高台		○	A
23	普代村2	第13地割	昭和	供養碑	なし	②	寺社			
24	普代村3	第7地割	明治・昭和	記念碑	浸水	③	水門			
25	普代村4	第8地割	明治・昭和	記念碑	なし	③	防潮堤			A
26	田野畑村1	羅賀	明治	供養碑	損壊	不明	不明	○		
27	田野畑村2	羅賀	昭和	記念碑	損壊	②	高台カ	○	○	
28	田野畑村3	島越	明治	供養碑	なし	①	墓地			
29	田野畑村4	島越	昭和	記念碑	なし	②	墓地		○	
30	田野畑村5	島越	不明	記念碑	なし	②	墓地			
31	岩泉町1	岩泉山屋	明治	供養碑	なし	不明	墓地			B
32	岩泉町2	小本字小本	昭和	記念碑	浸水	②	漁協			
33	岩泉町3	小本字小本	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			B
34	岩泉町4	小本字小本	昭和	供養碑	浸水	②	寺社			B
35	岩泉町5	小本字内の沢	昭和	記念碑	浸水	②	小学校		○	D
36	岩泉町6	小本茂師	昭和	記念碑	なし	②	寺社	○	○	
37	岩泉町7	小本小成	明治	供養碑	なし	不明	所有地			B
38	岩泉町8	小本小成	明治	供養碑	損壊	不明	墓地			B
39	宮古市1	田代第20地割	明治	供養碑	なし	不明	石碑群			B
40	宮古市2	崎山第5地割	明治	記念碑	損壊	①	石碑群			
41	宮古市3	崎嶽ヶ崎第15地割	明治	供養碑	なし	不明	墓地			
42	宮古市4	崎嶽ヶ崎第15地割	明治	供養碑	なし	不明	墓地			
43	宮古市5	崎嶽ヶ崎第8地割	昭和	記念碑	なし	②	高台		○	E
44	宮古市6	蛸の浜町	明治	記念碑	浸水	①	寺社			
45	宮古市7	蛸の浜町	昭和	供養碑	損壊	②	寺社			
46	宮古市8	蛸の浜町	明治	標石	流失	③	到達点			
47	宮古市9	蛸の浜町	昭和	標石	流失	③	到達点			
48	宮古市10	嶽ヶ崎第7地割	昭和	記念碑	損壊	②	景勝地		○	
49	宮古市11	嶽ヶ崎第7地割	チリ	記念碑	浸水	③	景勝地			
50	宮古市12	本町	チリ	記念碑	損壊	③	市役所カ			
51	宮古市13	沢田	明治	供養碑	なし	①	寺社			
52	宮古市14	藤原3丁目	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			
53	宮古市15	磯鶏石崎	明治	記念碑	浸水	①	往来カ			
54	宮古市16	磯鶏石崎	昭和	記念碑	浸水	②	往来カ		○	
55	宮古市17	金浜第2地割	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			
56	宮古市18	金浜第1地割	チリ	記念碑	損壊	③	寺社		○	
57	宮古市19	赤前第10地割	明治	記念碑	損壊	不明	不明			B
58	宮古市20	白浜第1地割	明治	供養碑	なし	不明	墓地		○	
59	宮古市21	重茂第28地割	明治	記念碑	なし	①	墓地			B
60	宮古市22	重茂第26地割	昭和	記念碑	不明	不明	不明		○	
61	宮古市23	音部第6地割	明治	記念碑	浸水	不明	寺社			

No.	市町村	所在地	対象	性格	被災	時期	立地	移動	朝日	関与
62	宮古市24	音部第6地割	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			
63	宮古市25	音部第6地割	昭和	記念碑	浸水	不明	寺社		○	
64	宮古市26	重茂第1地割	明治	供養碑	なし	不明	所有地	○		B
65	宮古市27	重茂第1地割	明治	記念碑	浸水	不明	墓地			
66	宮古市28	重茂第1地割	昭和	記念碑	浸水	不明	墓地		○	
67	宮古市29	重茂第9地割	明治・昭和	記念碑	流失	③	漁港			E
68	宮古市30	重茂第10地割	明治・昭和	記念碑	なし	不明	到達点	○	○	
69	宮古市31	重茂第11地割	明治	記念碑	損壊	不明	小学校	○		A
70	宮古市32	重茂第11地割	昭和	記念碑	なし	不明	消防		○	
71	宮古市33	重茂第11地割	昭和	記念碑	流失	②	往来カ		○	
72	宮古市34	重茂第16地割	明治	供養碑	損壊	①	漁協カ			B
73	宮古市35	重茂第16地割	明治	記念碑	流失	不明	不明			
74	宮古市36	(山田町大沢)	明治	供養碑	損壊	不明	小学校	○		
75	宮古市37	(山田町大沢)	昭和	記念碑	損壊	②	小学校	○	○	
76	宮古市38	田老撰待	明治	供養碑	なし	①	不明			B
77	宮古市39	田老撰待	明治	供養碑	なし	①	不明			B
78	宮古市40	田老撰待	明治	その他	なし	①	不明			B
79	宮古市41	田老和野	明治	供養碑	なし	不明	墓地			B
80	宮古市42	田老館が森	昭和	記念碑	浸水	③	寺社			
81	宮古市43	田老館が森	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			
82	宮古市44	田老館が森	昭和	供養碑	浸水	不明	寺社			
83	宮古市45	田老館が森	昭和	供養碑	浸水	不明	寺社			
84	宮古市46	田老館が森	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			B
85	宮古市47	田老館が森	昭和	記念碑	浸水	②	寺社		○	
86	宮古市48	田老館が森	昭和	記念碑	なし	②	小学校		○	
87	宮古市49	田老川向	昭和	記念碑	浸水	不明	防潮堤			
88	宮古市50	田老壠内	明治	記念碑	なし	不明	墓地			
89	山田町1	大沢第8地割	明治	記念碑	なし	不明	寺社			
90	山田町2	大沢第8地割	昭和	供養碑	なし	②	寺社			
91	山田町3	大沢第8地割	昭和	記念碑	なし	②	小学校	○	○	
92	山田町4	後桑町	明治	供養碑	なし	①	寺社			
93	山田町5	後桑町	不明	供養碑	なし	不明	寺社			
94	山田町6	八幡	昭和	記念碑	なし	②	寺社		○	
95	山田町7	織笠第11地割	明治	記念碑	なし	①	墓地			B
96	山田町8	織笠第11地割	昭和	記念碑	なし	②	墓地		○	
97	山田町9	船越第6地割	昭和	記念碑	なし	②	公有地		○	
98	山田町10	船越第22地割	昭和	記念碑	浸水	②	小学校	○	○	
99	山田町11	船越第10地割	昭和	供養碑	損壊	②	寺社			
100	山田町12	船越第12地割	昭和	記念碑	損壊	②	不明	○	○	
101	山田町13	船越第19地割	明治	供養碑	なし	不明	港カ	○		A
102	山田町14	船越第4地割	明治	供養碑	なし	①	石碑群			C
103	大槌町1	吉里吉里4丁目	昭和	供養碑	なし	不明	寺社			B
104	大槌町2	吉里吉里4丁目	明治	供養碑	なし	①	一里塚			B
105	大槌町3	吉里吉里1丁目	昭和	記念碑	浸水	②	寺社		○	B
106	大槌町4	末広町	昭和	記念碑	損壊	②	寺社		○	
107	大槌町5	末広町	明治	記念碑	損壊	①	寺社			
108	大槌町6	末広町	明治・昭和	供養碑	流失	②	寺社			
109	大槌町7	安渡	チリ	記念碑	流失	不明	不明			
110	大槌町8	大槌第26地割	明治	供養碑	損壊	不明	寺社			
111	大槌町9	赤浜	昭和	記念碑	浸水	②	小学校	○	○	
112	釜石市1	片岸町第10地割	明治	記念碑	損壊	不明	寺社カ			
113	釜石市2	片岸町第10地割	昭和	記念碑	損壊	②	寺社カ		○	
114	釜石市3	片岸町第9地割	明治	その他	浸水	①	寺社			
115	釜石市4	片岸町第9地割	昭和	記念碑	浸水	②	寺社		○	
116	釜石市5	鶴住居町第13地割	明治	供養碑	流失	①	寺社			
117	釜石市6	箱崎町第10地割	明治	記念碑	浸水	①	境界カ			
118	釜石市7	箱崎町第10地割	昭和	記念碑	浸水	②	境界カ		○	
119	釜石市8	箱崎町第5地割	不明	供養碑	浸水	③	所有地			A
120	釜石市9	箱崎町大仮宿	明治	供養碑	損壊	①	高台カ			
121	釜石市10	箱崎町大仮宿	明治	供養碑	損壊	不明	高台カ			
122	釜石市11	両石町第3地割	明治	記念碑	浸水	不明	不明	○		

注

- ・「所在地」の項では、紙幅の都合上、番地以下の詳細を割愛した。
- ・「対象」の項中、「明治」は明治三陸地震津波、「昭和」は昭和三陸地震津波、「チリ」は1960年チリ地震津波を示す。
- ・「被災」の項中には、各津波モニュメントの東日本大震災における被災状況を示した。

No.	市町村	所在地	対象	性格	被災	時期	立地	移動	朝日	関与
123	釜石市12	両石町第3地割	明治	記念碑	浸水	①	不明	○		
124	釜石市13	両石町第3地割	昭和	記念碑	浸水	②	不明	○	○	
125	釜石市14	大只越町	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			
126	釜石市15	大只越町	明治	供養碑	浸水	①	寺社			B
127	釜石市16	大只越町	明治	供養碑	浸水	①	寺社			
128	釜石市17	大只越町	明治	記念碑	浸水	①	寺社			
129	釜石市18	大只越町	明治	供養碑	浸水	①	寺社			B
130	釜石市19	大只越町	明治	供養碑	浸水	①	寺社			B
131	釜石市20	湊町	明治	記念碑	損壊	①	寺社			
132	釜石市21	松原町	明治	供養碑	浸水	①	墓地			B
133	釜石市22	嬉石町	明治	供養碑	浸水	①	不明			
134	釜石市23	平田第6地割	明治・昭和	記念碑	浸水	②	寺社			
135	釜石市24	平田第7地割	明治	供養碑	なし	①	墓地			B
136	釜石市25	平田第7地割	明治・昭和	供養碑	なし	③	高台			B
137	釜石市26	平田第7地割	明治・昭和	供養碑	なし	③	高台			
138	釜石市27	平田第9地割	明治	供養碑	なし	①	高台カ			A
139	釜石市28	平田第9地割	明治	記念碑	浸水	①	海辺カ	○		A
140	釜石市29	平田第9地割	明治	記念碑	浸水	不明	海辺カ	○		A
141	釜石市30	唐丹町花露辺	明治	供養碑	浸水	①	高台			
142	釜石市31	唐丹町大曾根	明治	記念碑	損壊	①	境界カ	○		
143	釜石市32	唐丹町大曾根	昭和	記念碑	損壊	②	境界カ	○	○	
144	釜石市33	唐丹町大曾根	明治	供養碑	なし	①	墓地			B
145	釜石市34	唐丹町小白浜	明治	供養碑	損壊	不明	寺社			
146	釜石市35	唐丹町小白浜	明治	記念碑	浸水	不明	寺社			
147	釜石市36	唐丹町小白浜	昭和	記念碑	浸水	②	寺社	○		
148	釜石市37	唐丹町片岸	明治	供養碑	浸水	不明	寺社			
149	大船渡市1	三陸町吉浜上野	明治	供養碑	なし	①	寺社			E
150	大船渡市2	三陸町吉浜中井	昭和	記念碑	損壊	不明	高台	○		
151	大船渡市3	三陸町吉浜上野	昭和	記念碑	浸水	③	被災場所			
152	大船渡市4	三陸町吉浜上野	明治	記念碑	浸水	①	集落跡	○		
153	大船渡市5	三陸町吉浜沖田	明治	記念碑	浸水	①	到達点			
154	大船渡市6	三陸町越喜来杉下	明治	供養碑	なし	①	寺社			A
155	大船渡市7	三陸町越喜来杉下	昭和	記念碑	浸水	③	寺社	○	○	
156	大船渡市8	三陸町越喜来仲崎浜	昭和	記念碑	浸水	②	寺社カ	○	○	
157	大船渡市9	三陸町越喜来仲崎浜	明治	供養碑	なし	①	寺社			A
158	大船渡市10	三陸町越喜来仲崎浜	昭和	供養碑	なし	②	寺社			A
159	大船渡市11	三陸町越喜来甫嶺	明治	記念碑	なし	①	寺社			A
160	大船渡市12	三陸町越喜来鬼尻	昭和	記念碑	なし	②	石碑群	○		
161	大船渡市13	三陸町綾里小石浜	明治	供養碑	なし	①	墓地			B
162	大船渡市14	三陸町綾里大明神	明治	記念碑	なし	③	到達点			
163	大船渡市15	三陸町綾里平館	明治	記念碑	損壊	①	寺社	○		
164	大船渡市16	三陸町綾里岩崎	明治	供養碑	なし	不明	寺社			
165	大船渡市17	三陸町綾里岩崎	明治	供養碑	なし	①	寺社			B
166	大船渡市18	赤崎町合足	明治	供養碑	浸水	不明	不明	○		
167	大船渡市19	赤崎町合足	昭和	記念碑	浸水	②	到達点カ	○	○	B
168	大船渡市20	赤崎町外口	明治	供養碑	なし	不明	寺社			
169	大船渡市21	赤崎町外口	明治	供養碑	なし	不明	寺社			
170	大船渡市22	赤崎町蛸ノ浦	明治	供養碑	浸水	①	石碑群			
171	大船渡市23	赤崎町蛸ノ浦	昭和	記念碑	浸水	②	石碑群	○		B
172	大船渡市24	赤崎町清水	昭和	記念碑	浸水	②	石碑群	○		
173	大船渡市25	赤崎町永浜	明治	供養碑	浸水	①	石碑群			
174	大船渡市26	赤崎町大立	昭和	記念碑	損壊	②	石碑群	○		
175	大船渡市27	赤崎町山口	昭和	記念碑	なし	②	高台カ	○		
176	大船渡市28	猪川町長谷堂	明治	供養碑	なし	①	寺社			B
177	大船渡市29	盛町宇野	明治	記念碑	なし	不明	寺社			B
178	大船渡市30	盛町宇津野沢	明治	記念碑	なし	①	寺社			
179	大船渡市31	盛町下館下	チリ	標石	流失	③	到達点			
180	大船渡市32	大船渡町富澤	明治	供養碑	なし	①	寺社			
181	大船渡市33	大船渡町富澤	昭和	記念碑	なし	②	寺社	○		B
182	大船渡市34	大船渡町富澤	チリ	供養碑	なし	③	寺社			
183	大船渡市35	大船渡町地ノ森	チリ	標石	浸水	不明	到達点			

No.	市町村	所在地	対象	性格	被災	時期	立地	移動	朝日	関与
184	大船渡市36	大船渡町笹崎	チリ	標石	浸水	不明	到達点			
185	大船渡市37	大船渡町野々田	チリ	標石	浸水	不明	到達点			
186	大船渡市38	大船渡町猪頭	チリ	その他	なし	③	寺社			A
187	大船渡市39	大船渡町猪頭	チリ	記念碑	なし	③	寺社			A
188	大船渡市40	大船渡町猪頭	チリ	供養碑	なし	③	寺社			
189	大船渡市41	下船渡	明治	供養碑	なし	①	公園	○		B
190	大船渡市42	末崎町船河原	明治	標石	なし	②	到達点		○	
191	大船渡市43	末崎町船河原	昭和	標石	以前に喪失	②	到達点		○	
192	大船渡市44	末崎町石浜	明治	標石	浸水	②	到達点		○	
193	大船渡市45	末崎町石浜	昭和	標石	浸水	②	到達点		○	
194	大船渡市46	末崎町峯岸	明治	標石	浸水	②	到達点	○	○	
195	大船渡市47	末崎町峯岸	昭和	標石	浸水	②	到達点		○	
196	大船渡市48	末崎町細浦	明治	標石	損壊	②	到達点		○	
197	大船渡市49	末崎町細浦	昭和	標石	損壊	②	到達点		○	
198	大船渡市50	末崎町細浦	明治	供養碑	損壊	①	寺社			
199	大船渡市51	末崎町細浦	明治	供養碑	なし	不明	寺社			
200	大船渡市52	末崎町細浦	昭和	記念碑	なし	②	寺社		○	
201	大船渡市53	末崎町中野	明治	標石	浸水	②	到達点	○	○	
202	大船渡市54	末崎町細浦	昭和	標石	流失	②	到達点		○	
203	大船渡市55	末崎町山岸	明治	標石	損壊	②	到達点		○	
204	大船渡市56	末崎町山岸	昭和	標石	以前に喪失	②	到達点		○	
205	大船渡市57	末崎町小細浦	明治	記念碑	なし	①	高台カ			
206	大船渡市58	末崎町高清水	明治	標石	浸水	②	到達点		○	
207	大船渡市59	末崎町高清水	昭和	標石	損壊	②	到達点		○	
208	大船渡市60	末崎町大田	明治	標石	以前に喪失	②	到達点		○	
209	大船渡市61	末崎町大田	昭和	標石	以前に喪失	②	到達点		○	
210	大船渡市62	末崎町鶴巻	明治	標石	損壊	②	到達点		○	
211	大船渡市63	末崎町鶴巻	昭和	標石	以前に喪失	②	到達点		○	
212	大船渡市64	末崎町門之浜	明治	標石	損壊	②	到達点		○	
213	大船渡市65	末崎町門之浜	昭和	標石	流失	②	到達点		○	
214	大船渡市66	末崎町西館	明治	標石	以前に喪失	②	到達点		○	
215	大船渡市67	末崎町西館	昭和	標石	浸水	②	到達点	○	○	
216	大船渡市68	末崎町中森	明治	標石	浸水	②	到達点		○	
217	大船渡市69	末崎町泊里	昭和	標石	損壊	②	到達点		○	
218	大船渡市70	末崎町大浜	明治	標石	損壊	②	到達点		○	
219	大船渡市71	末崎町大浜	昭和	標石	損壊	②	到達点		○	
220	大船渡市72	末崎町中森	明治	記念碑	浸水	①	寺社			A
221	大船渡市73	末崎町中森	明治	供養碑	浸水	①	寺社			A
222	大船渡市74	末崎町中森	昭和	記念碑	なし	②	寺社	○		A
223	陸前高田市1	小友町門前	明治	供養碑	なし	①	寺社			
224	陸前高田市2	小友町門前	明治	供養碑	なし	①	寺社			
225	陸前高田市3	小友町門前	昭和	供養碑	なし	不明	寺社			
226	陸前高田市4	広田町長洞	昭和	標石	損壊	②	到達点	○	○	
227	陸前高田市5	広田町前花貝	明治	供養碑	損壊	不明	墓地			
228	陸前高田市6	広田町前花貝	明治	供養碑	損壊	不明	墓地			
229	陸前高田市7	広田町前花貝	明治	供養碑	損壊	不明	墓地			
230	陸前高田市8	広田町後花貝	昭和	標石	浸水	②	到達点		○	
231	陸前高田市9	広田町大久保	昭和	記念碑	なし	②	小学校		○	
232	陸前高田市10	広田町明下	明治	供養碑	損壊	不明	墓地			
233	陸前高田市11	広田町六ヶ浦	昭和	標石	浸水	②	到達点		○	
234	陸前高田市12	広田町根岬	昭和	標石	なし	②	到達点	○	○	
235	陸前高田市13	広田町根岬	明治	供養碑	なし	①	寺社			
236	陸前高田市14	広田町太陽里	明治	供養碑	なし	不明	所有地			B
237	陸前高田市15	広田町太陽里	昭和	標石	なし	②	到達点		○	
238	陸前高田市16	広田町中沢	昭和	標石	なし	②	到達点		○	
239	陸前高田市17	広田町泊	明治	供養碑	損壊	①	寺社			
240	陸前高田市18	広田町泊	昭和	標石	なし	②	到達点	○	○	
241	陸前高田市19	米崎町沼田	昭和	記念碑	流失	②	公民館カ		○	
242	陸前高田市20	気仙町月山	昭和	記念碑	損壊	②	到達点カ	○	○	
243	盛岡市1	愛宕町	明治	供養碑	なし	①	寺社			B
244	花巻市1	大畑第4地割	明治	供養碑	なし	①	石碑群			B

- ・「時期」の項では、1896年～1932年（明治三陸地震津波から昭和三陸地震津波の間）に建立されたものを①、1933年～1959年（昭和三陸地震津波から1960年チリ地震津波の間）に建立されたものを②、1960年～2010年（1960年チリ地震津波から東日本大震災の間）に建立されたものを③で示した。
- ・「立地」について断定に足る情報が得られなかったものは、蓋然性が高い分類を「○○カ」という形式で示した。
- ・「移動」の項は移動履歴が確認されたもの、「朝日」の項は碑文などから東京朝日新聞社義捐金によって建立されたことが確認されたものを○で示した。
- ・「関与」は住民の関与が確認されたものについて、4章9節「各津波モニュメントに対する地域住民の関与」に後述する、関与のあり方の類型に対応したA～Eの記号を付している。

として東京朝日新聞社義捐金を活用し、罹災町村毎に震災記念碑の建設を促すと同時に、これとは別に、「毎年震災當日弔祭を行ひて其の追憶を新にし災害防止の觀念を喚起せしむ」るために、「弔慰ニ關スル施設費」として義捐金を配分している¹³⁾。東京朝日新聞社義捐金によって建立された多数の記念碑群については、表1中、「朝日」の項でいずれが該当するか示した(後節で詳述。なお当該義捐金によって設けられた津波モニュメントを以降「朝日記念碑」と略記する)。一方、弔慰施設費によって設けられたモニュメントも現存し、碑文に明記されたものに限っても表1No. 23、34、90、99、108の5基を数える。明治と昭和、二度の三陸地震津波を経た段階で、当時の人々がこれらモニュメントの性格を少なくとも二分して捉えていたことはここに明らかであろう。

加えて岩手県においては、東京朝日新聞社義捐金を用いて記念碑を建立する際に、「津浪の浸水線を標識すると共に右線内は今次津浪の被害地帯であり且つ將來も亦容易に津浪の汎濫すべき地域であることを後世に知らしめ災害を警戒せしむる」¹³⁾点に意が払われたことも手伝い、記念碑や供養碑とはまた異なり、浸水線または津波到達点の表示という機能に特化した標石型モニュメントも登場する。供養碑、記念碑、標石という三つの区分は、岩手県のみならず、青森県や宮城県津波モニュメントにも適用できることが認められたため¹⁴⁾、本稿では対象とする津波モニュメントを、上記3類型に分類する。但し、そのいずれにも分類困難な4件(顕彰碑2、八大龍王碑1、警報塔1)については「その他」とした。

悉皆調査の結果、供養碑型が91基、記念碑型が110基、標石型が39基、左のいずれにも分類できないもの(明治三陸地震津波後に海の安寧を祈願して祀られた八大龍王碑や、1960年チリ地震津波を受けて大船渡市に建設された、銘文を伴う警報塔など)が4基確認された。記念碑型がやや多いものの、供養碑型と記念碑型は比較的近い数となっており、両者で全体の8割強を占める。一方、明治三陸地震津波発生後から昭和三陸地震津波発生前までの時期に建立されたモニュメントに限って見ると、供養碑型41基に対し記念碑型は19基となり、同様に昭和三陸地震津波発生後から1960年チリ地震津波発生前までの期間の建立数を数えると、供養碑型7基に対し記念碑型56基となる。明治三陸地震津波後には供養碑型、昭和三陸地震津波後には記念碑型が多く建立される傾向が見て取れよう。付言すれば、これまでに確認されている標石型モニュメントの中に、昭和三陸地震津波以前に建立されたものは一つもない。

以上のように、性格から見た津波モニュメントの建立傾向には時期的な変遷の存在が想定された。そこで以下では、モニュメントの碑文も手がかりとしながら、3種の性格のモニュメントが成立してきた背景について考察を加える。

江戸時代以前に建立されたと断定できる津波モニュメントは、管見の限り現在の東北地方太平洋沿岸部に確認されないが、対象を津波以外にも広げれば、江戸時代においても、高潮や飢饉、疫病犠牲者の供養碑は少なからず建立されている。

一方記念碑については、その語自体が明治初期に福沢諭吉が訳出したものが初見とされる近代化の産物であり、記念碑と題されて建立された本邦初のモニュメントは、滋賀県大津市園城寺域内に1878(明治11)年に設けられた西南戦争戦死者記念碑であるという¹⁶⁾。

明治三陸地震津波の直後に発行された「岩手公報」の

紙上では、「家伝記録」のみならず「一の適切な紀念物」を設けることで、未曾有の大規模津波被害を後世へと伝えていくべきことが示唆されていた¹²⁾。このような潮流にも後押しされて、「記念碑」という真新しい媒体へのニーズはいや増したことが想像されよう。建立年が明記されたものに限ると、「記念碑」と題された津波モニュメントの内、岩手県内で確認される最古の事例は山田町の大海嘯記念碑(表1No. 95)であり、1899(明治32)年6月に建立されている。

碑文は漢文体で記されているためやや難解ではあるが、①発災日の状況をつぶさに描写した上で、②波高と被害状況を数値によって明記し、③再発への警鐘を鳴らすという、東日本大震災後に設けられた一部のモニュメントとも通底するような構造が既に調っていることが見て取れる。

このような災害にまつわる碑文の形式の淵源を求めると、少なくとも近世にまで遡ることができる。一例として、隣県・隣藩のものではあるが、青森県八戸市内の曹洞宗寺院、対泉院に伝わる1784(天明4)年建立の「餓死万霊等供養塔」の碑文を、前述した岩手県山田町の「大海嘯記念碑」のそれと対比すると、①発災時の状況描写、②数値による記録、③再発への警鐘という構造が符合することが確認される³⁾。

すなわち、記念碑型の津波モニュメントは、近代における「記念碑」という新たな概念の流入を受けて、既存の災害死者供養碑を翻案することで形成されてきたと見ることができよう。但し、明治三陸地震津波に関する記念碑の中には、「海嘯記念碑」などといった題のみを刻んだものも少なからずあり、碑文の内容や形式は多様である。続く昭和三陸地震津波の後には、東京朝日新聞社義捐金の配分に当たり、県が石標(朝日記念碑)建立に係るガイドラインを示しており、この段階以降、記念碑型モニュメントはそのあり方が一定程度定式化され得るものになったと捉えることができる。同時に、昭和三陸地震津波後の記念碑型モニュメント建立をめぐる短時間で大規模津波が再来したことにより、三陸地方において津波被害は不可避的に反復するものと認識された結果、「ヂシंगाアッタラタカイトコロニアヅマレ」などと刻まれた表1No. 30の記念碑型モニュメントの登場に象徴されるように、住民たちが真に自分たちの言葉で教訓をモニュメントに刻み始める契機の一つになったという点も極めて重要である。

最後に検討を加えるのは津波浸水域や到達点を可視化する機能を宿した標石型のモニュメントであるが、既述の通り岩手県内では昭和の三陸地震津波以前にその建立が確認されないのに対し、1854(嘉永7/安政元)年に発生した安政の東南海地震津波に見舞われた徳島県海陽町に所在する浅川千光寺には、「後の世の人心得のため」に当該震災のあらましを記した、「文久元」(1861)年の年紀を伴う扁額が伝世しており、その文中では周辺地域を襲った津波の波高のみならず、「観音堂石段廿五段迄」など、津波到達点が明記されている。当該地域においては近世の段階で到達点や浸水線の伝承が念頭に置かれていたものと見られる。同扁額には過去に同地を襲った4つの津波と、発生間隔までもが記されており、将来的な津波の再来に備えていたことがうかがえる¹⁷⁾。

岩手県沿岸部を含む近代の三陸地方にとって、1896(明治29)年に発生した三陸地震は未曾有の津波災害をもたらし、かつて経験したことのない程の被害の甚大さゆえに、同様の事態の再来は想定されづらかったと考え

られること、しかしそれから40年足らずで発生した昭和の三陸地震津波により、将来の津波被害への備えの必要が強く意識付けられたであろうことは別稿で強調した通りである¹²⁾。

昭和三陸地震津波の後には、標高が明治及び昭和の三陸地震津波浸水域を超える区域に「住宅適地」を造成する事業が内務省の監督下で進められるとともに、恒久的な制度にはなり得なかったものの、岩手・宮城両県下では、過去の津波浸水域における居住制限を可能とする法整備までもが試みられていた¹⁸⁾。

以上のような復旧・復興事業が進められる昭和三陸地震津波被災地においては、過去の津波の浸水域や到達点が従前以上に強く意識されていたものと考えられ、岩手県が用意した朝日記念碑建立のガイドラインに、「津波浸水域上適当の箇所に」建設すべき旨が明記されたことや、その帰結として浸水域を可視化するような標石型モニュメントが多数登場したことは、いずれも上述したような昭和三陸地震津波後における動向の所産であったと言えよう⁴⁾。

(4) 東日本大震災における津波モニュメントの被災状況

本調査では、「被害なし」、「浸水」（津波浸水域に位置したが、損壊・流失には至らなかったもの）、「損壊」（部分破損や倒壊。一度流出し、回収されたものを含む）、「流失」、「震災以前に喪失」の5種に区分し、東日本大震災における個々の津波モニュメントの被災状況を確認した。結果は表2の通りである。

未曾有と形容された東北地方太平洋沖地震による津波に際しても、4割強のモニュメントが被災を免れ、流失に至ったものは5%に満たないことが明らかとなった。

前節で強調したように、昭和の三陸地震津波以降、津波モニュメントの建立に際し、過去の津波浸水域や到達点を念頭に置いた選地が行われるようになったが、とりわけ現代における防災上の観点からは、こうした過去の津波浸水域・到達点を示すモニュメントが東日本大震災において被災したか否かという点が関心事となる。

表2下段に、過去の津波到達点・浸水域上に設置されたとされるモニュメントに限って集計した東日本大震災被災状況を示した。これを見ると、被害を免れた碑の割合は2割弱まで低下していることが分かる。

この事実に基づけば、東日本大震災で浸水を免れた100基は、過去の津波到達点や浸水域上に設けられているがゆえに被災しなかったとは言いがたく、むしろ被害を免れたものの多くは、過去の津波浸水域外に設置され、その後の繰り返す津波被害でも淘汰されなかったために、現在まで存続することができたと評価すべきなのである。

表2 津波モニュメントの東日本大震災における被災状況

	被害なし	浸水	損壊	流失	震災以前に喪失
全体	100 41.0%	77 31.6%	48 19.7%	12 4.9%	6 2.5%
到達点	8 17.0%	15 36.2%	11 23.4%	5 10.6%	6 12.8%

想定外の津波が襲来した際、過去の津波浸水域を基準にしては十分な避難が行えない可能性が高い。このことは、東日本大震災における津波到達点を示す新たなモニュメントが叢生する現代の三陸沿岸においてもなお肝銘すべき教訓の一つであると考えられる。

(5) 各津波モニュメントの建立時期

本稿では津波災害の発生に動機づけられて建立されたものと定義した津波モニュメントの建立時期について、岩手県沿岸部が大規模津波被害に見舞われた1896（明治29）年、1933（昭和8）年、1960（昭和35）年を節目として分析を加えた。

表3は明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、1960年チリ地震津波後、次なる災害発生までの間にどれほどの数のモニュメントが設けられているかを集計したものである。碑文中に建立時期を欠く「不明」に該当するものが全体の4分の1を占める点に留意しなければならないが、明治と昭和、それぞれの三陸地震津波後に設けられたモニュメントの数を比べると、後者が前者の1.5倍となっていること、そして両者と1960年チリ地震津波後に設けられたモニュメントの数とは開きがあることが見て取れる。

明治と昭和の三陸地震津波後の年別建立数の傾向を比較すると、昭和三陸地震津波に因むモニュメントの建立が、発災年から遠くない時期に集中していることが明白である。北原糸子氏がいち早く指摘していた通り、使途を指定した義捐金の交付により、モニュメント建立が促されたことの影響を受けての事態と考えられる⁴⁾。

一方、1960年チリ地震津波後の建立年月日を持つ20基のモニュメントの内、チリ地震津波に因むものは8基に留まり、その他は劣化した明治・昭和の三陸地震津波のモニュメントの更新や、防災施設の整備と連動する形で明治や昭和の三陸地震津波を記念することを目的として設けられたものである。発災直後に集中する傾向は昭和の三陸地震津波後の状況の延長線上にあると捉えることもできようが、チリ地震津波の場合、大船渡市に人的被害が集中しているという局地性も考慮する必要がある。2008年に大船渡市三陸町吉浜で建立されたモニュメント（表1 No. 151）は、昭和三陸地震津波を対象にしながらも、チリ地震津波が発生した5月24日に合わせて設けられているように、チリ地震津波発生から約半世紀の後にも、転移混淆を経ながら、後発の災害の発生に後押しされたモニュメント建立の営みは続いていると評価できる事象も確認される。

以上のような近現代の津波モニュメント建立の動向と、本稿では検討の対象には含めていない東日本大震災後におけるモニュメント建立の動向とを照らし合わせていくことにより、現在の岩手県沿岸部における災害文化の一面を浮き彫りにできるものと考えられる。

(6) 各津波モニュメントの立地

過去に発生した津波の到達点を示す標石や、浸水域上に建立することが推奨された朝日記念碑に象徴されるように、個々の津波モニュメントの性格を把握する上で重要な要素である立地についても検討を加えた。墓地や神社に所在するものは自明である一方、路傍に設けられた場合など、一見して建立時点における選地の意図が不明なものも少なくない。そのような津波モニュメントについては可能な限り周辺住民への聞き取り調査を行うことで補った。

表3 岩手県内の津波モニュメントの建立時期一覧

①1896年～1932年

建立年	建立数	備考
1896年	5	
1897年	14	明治1周忌
1898年	7	明治3回忌
1899年	1	
1900年	2	
1902年	11	明治7回忌
1908年	4	明治13回忌
1909年	1	
1912年	2	明治17回忌
1918年	2	明治23回忌
1919年	1	
1923年	1	
1925年	1	
1926年	1	
1928年	7	明治33回忌
1931年	1	
計	61	

②1933年～1959年

建立年	建立数	備考
1933年	30	
1934年	45	昭和1周忌
1935年	17	昭和3回忌
1936年	2	
1937年	2	
1938年	1	明治43回忌
1940年	1	
1957年	1	昭和25回忌
計	99	

③1960年～2010年

建立年	建立数	備考
1960年	1	
1961年	4	チリ1周忌
1967年	1	
1971年	1	
1972年	2	チリ13回忌
1976年	1	チリ17回忌
1980年	1	
1982年	4	昭和50・チリ23回忌
1984年	1	チリ25回忌
1986年	1	チリ27回忌
1998年	1	
2008年	1	
2009年	1	チリ50回忌
計	20	

注

・上掲表に記載されたもの以外に、碑文からは建立年が不明なモニュメントが64基確認される。

表1中、「立地」の項目に記した個々のモニュメントの所在地の性格について、カテゴリ別に集計した結果を表4として示す。

これによると、まず3分の1強の津波モニュメントが寺社に集中していることが分かる。これに墓地や石碑群中を加えたものを、仮に「地域の信仰・供養の拠点」とカテゴリ化すると、その総数は全体の約半数に上る。一方で、過去の津波到達点に設置されたと見られるモニュメントも全体の約2割を数える。朝日記念碑に関しては、津波浸水線上に設けるべきというガイドラインが義捐金を配分した岩手県により示されていたことから、未だ聞き取りが得られていないモニュメントの中にも実際には過去の津波到達点や浸水線を選んで設置されていたものが含まれている可能性があり、現在の45という数値は今後の調査次第で変更が生じる可能性を孕む。

その他、発災当時の学校（現在では公民館等に転用されているものを含む）周辺に設けられたものも10基確認され、次の世代への継承が強く意識されていたことが推察される。

モニュメントの立地は、東日本大震災における被災の有無に直接的に影響を与える要素であり、(4)被災状況の節に述べた通り、全244基に対する非被災モニュメントの割合が41.0%であるのに対し、過去の津波到達点に立地する45基に限ると、非被災率は17.0%に低下していた。一方で「地域の信仰・供養の拠点」に設けられたモニュメントの非被災率を求めると、51.2%を数える。

(4)被災状況の節で導き出された結論の繰り返しとなるが、岩手県における津波モニュメント全体の傾向を総覧した場合、過去の津波到達点への設置は、既往の津波を上回る規模の災害においてはかえって被災リスクを高めたことが明らかとなった。むしろ到達点外の（明治や昭和三陸地震津波をくぐり抜けてきたであろう）地域の信仰・供養の拠点などに多くが設けられたことにより、モニュメント全体の非被災率は4割程度を保つことができたと評価すべきなのであろう。

表4 岩手県内のモニュメント設置場所集計結果

所在地	モニュメント数
寺院・神社	90
過去の津波到達点	45
墓地	25
学校	10
高台	12
石碑群中	10
港・海辺	5
その他	33
不明	14

(7) 各津波モニュメントの移動履歴

これまでに行われた悉皆的調査では十分に取り沙汰されてこなかったものの、移動履歴の有無も津波モニュメントの防災上の機能を判断する上での重要な要素の一つになると考える。過去の津波浸水域の指標としての機能を託されたモニュメントも少なくないからである。本項目については主として周辺住民からの聞き取りに依存しているため、今後の調査の進展に従って変更が生じる可能性も残されている。

聞き取り調査の結果から当初の設置場所より移動した

ことが確認されたモニュメントは42基で、全体の17.2%に上る（これら42件の移動の中には、東日本大震災で被災したことで強いられたものばかりでなく、同震災以前に行われた道路の拡張工事などに伴う軽微な移動も含まれている）。

注目すべきは、その中に過去の津波到達点を示すことを存在意義とする標石型のモニュメントが6基、これに加えて、過去の津波浸水線上に設置することを前提とする朝日記念碑が18基含まれていることである。なお、前者6基の標石型モニュメントも全て朝日記念碑であり、朝日記念碑に限って言えば、全91基の4分の1強に当たる24基が移動していることになる。

上記のような朝日記念碑の高い移動率を踏まえると、浸水線上に設けるといふ企図の下で建立が進められた当該モニュメント群の当初の設置位置は、後世の住民たちの間で墨守すべきものとして認識されていなかった地域が少なくないと言わざるを得ない。

一方、「ここより下に家を建てるな」という文言でよく知られる宮古市重茂姉吉地区のモニュメント（表1 No. 68）ですら、道路の整備に伴い移動した履歴を持つという。但しその移動は海とは反対の方向（内陸側）へ斜面を上る形で行われており、警戒区域を示す指標としての効果は低減しないことから、住民の間でもその移動は抵抗なく受け入れられていた（以上は姉吉集落に住む1946年生まれの男性、K氏からの聞き取りによる）。

本稿における検討の対象からは外れるが、東日本大震災の到達点を示すモニュメントですら、既に当初の所在地から移設されているケースも確認される。宮古市の南端部に位置する川代集落では、明治・昭和の三陸地震津波に因む津波モニュメントと並んで、東日本大震災における津波到達点を示す標石が高台に設けられている。当該碑は本来津波到達点を指し示す位置に設けられたものの、復興に伴う大規模な道路工事により当初の設置場所に留まることが困難となったため、現在の位置（地図上では隣接自治体である山田町域に当たる）に移設された。

川代集落は人口減・高齢化が進み、いつまでモニュメント群を適切に管理できるか分からない。そのため本来の津波到達点ではないものの、少しでも人目につきやすいところに設置することで、外から訪れた人の関心を喚起する道をとりたい。地域住民の間ではそのような選択がなされたそうである（以上は川代集落に住む1965年生まれの男性、S氏からの聞き取りによる）。



写真1 宮古市川代集落内に設置された後、高台に移設された東日本大震災津波到達点碑（右端）

個々の津波モニュメントが本来的に地域に根差し、伝世するものである以上、移動を含め、その扱いについては所在地域の住民の意向が最優先されるべきと考える。であればこそ、津波モニュメントが、あるいはそれを媒介として紡がれる災害伝承が適切に機能を果たすためには、こうした移動履歴をもできる限り正確に記録し、津波モニュメントそれ自体とともに後世に伝える必要があるであろう。

(8) 東京朝日新聞社義捐金の影響

昭和三陸地震津波後に設けられたモニュメントの多くには、当該モニュメントが東京朝日新聞社義捐金の一部を用いて建立されたという経緯が刻み込まれている。表1の「朝日」の項では、碑文から朝日記念碑であると判断されたものを「○」で示した。

前述のように、岩手県では、同義捐金を用いてモニュメントを建立する際、浸水線上に設置すべきことがガイドラインとして示されており、本項目が該当する津波モニュメントは、過去の津波到達点の指標として機能し得る可能性がある。それゆえに敢えて一つの項目を起こした次第である。

岩手県内に所在する昭和三陸地震津波を対象としたモニュメント全94基の内、朝日記念碑以外のモニュメントは17基にとどまる。1960年チリ地震津波までの間に設けられた昭和三陸地震津波に因む記念碑型モニュメントに限ると、確実に朝日記念碑でないと断言できるものはわずか1基に過ぎない（表1 No. 32）。

こうした事実からも、昭和三陸地震津波後に、津波被災市町村に一律に配布された義捐金が、岩手県沿岸部の災害文化のあり方に影響を与えたことが見て取れる。その一端を象徴する津波モニュメントが岩手県田野畑村に伝世している（表1 No. 30）。

皇紀2600年を記念して1940（昭和15）年に建立されたことのほか、対象とする津波災害や建立の経緯等不明な点が少なくないものの、碑文の内容は津波記念碑のそれと重なる。とりわけ注目されるのは次なる津波に備えるための教訓が、「ヂシンガアッタラタカイトコロニアヅマレ」（下線部は筆者によるもの）などと、現地の訛りさえ含んだ話し言葉を用いて平易かつ明快に刻まれている点である。

明治三陸地震津波の後に設けられた津波モニュメントは、柳田国男をして「明治二十九年の記念塔はこれに反して村ごとにあるが、恨み綿々などと書いた碑文も漢語で、もはやその前に立つ人もない」と批判せしめたものであった^{19) 20)}。しかし、それから約半世紀を経た段階で、岩手県沿岸部の住民たちは、真に自分たちの言葉を用いて、津波災害を伝承する術を獲得していた。その過程において、昭和三陸地震津波の被災市町村単位で行われた朝日記念碑建立という営みは、岩手県沿岸部を含む三陸地方の津波災害伝承の一つのエポックをもたらしたとも評価できよう。

(9) 各津波モニュメントに対する地域住民の関与

後の世代への恒久的な継承を念頭において設けられる津波モニュメントは、所在する地域の住民との間で没交渉であった場合、所与の存在意義を十分に果たすことは難い。そこで、地域住民との関わりの有無について、①個々の津波モニュメント調査時における周辺住民等からの聞き取り、②2023年8月の盂蘭盆会期間における供物等の有無に関する悉皆調査という二つの手段により検

証を行い、その結果を表1中「関与」の項に示した。

①では、全住民の聞き取りを行うこと、②では供物を伴わない参拝の有無までを捕捉することがいづれも困難であることから、現時点において表1に示した内容を絶対視できない点に留意する必要はあるが、それでも地域住民の関与の類型は以下のように大別できると考える。

- A 定期的に行われる過去の津波犠牲者供養
 - a) 発災日などに津波モニュメントの前で行う慰霊祭
 - b) 所在する寺院における定期供養
- B 間接的な供養
 - a) 正月、盆、地域の祭日等におけるついで供養
 - b) 近接する信仰対象物等への参拝のついで供養
- C 周辺環境整備
 - a) 近隣住民による草取り、清掃など
- D 防災教育
 - a) 近隣の学校の教育活動における活用
- E 災害伝承の促進
 - a) 朱入れ、追記など

Aのa～bについては明確に過去の津波犠牲者供養を念頭において行われるイベントに関するものである。A-aの慰霊祭については、行政、消防団、地域住民と、地域により主体が異なる点にも注目される。供養に際し、それぞれの津波モニュメントは過去の津波犠牲者の御霊の依り代となると同時に、追悼の空間を成立させる要素としても機能している。供養という営為に関する時間的な規定要因が対象災害の発災日であるとするれば、空間的な規定要因としての役割を果たしていると言える。

Aが過去の津波犠牲者追悼を主たる目的として行われる供養であるのに対し、それが付随的に発現する場合をBのa～bとして区別した。過去の津波犠牲者や津波モニュメントを念頭に置いたものではないが、付近に所在する信仰対象物（墓や石仏等）の参拝のついでに、津波モニュメントにも意を払うというものである。間接的であるがゆえに、関与者の意識の中で津波犠牲者の供養という趣旨が前景化していないケースも散見される。

Cは津波モニュメントの維持管理に関する関与である。常に草木に埋没しているものを除けば、全ての津波モニュメントが該当すると捉えることもできようが、ここでは地域住民の認識として、「草取りなどを通じて住民が津波モニュメントと関わっている」という意識が顕在化しているケースを計上している。

Dについては東日本大震災発災以前の校地の一角に津波モニュメントが所在した岩泉町立小本小学校の事例が唯一確認されている。東日本大震災を経て防災教育が推進されている現在では、上記の他にも未確認の事例が複数存在する可能性がある。

東日本大震災の後、それまでほとんどの住民が没交渉だったとされるモニュメントに、東日本大震災について油性ペンで追記するという事例が確認された¹²⁾。また、いつ、なぜ行われたのか判然としないものの、碑文が読みやすくなるよう朱墨が入れられたという事例も認められる（表1 No. 149）。以上のように、後発の災害などを契機として、地域住民が津波モニュメントを媒介とした災害伝承を促進せんとする動きをEとした。

全体のおよそ26%のモニュメントが、A～Eいずれかの形で地域住民との接点を有しており、それが当該地域の防災や災害伝承に直結しているか否かはさておき、少なくともその素地は形成されていると評価することがで

きるであろう。

なお、集落レベルを念頭において、所在地における津波モニュメントの受容のあり方を検討した本稿では対象から除外しているものの、岩手県立山田高等学校生徒による山田町内に所在する津波モニュメント活用推進の取り組みや、陸前高田市による市内の津波モニュメント群の文化財指定を通じた保存・活用、三陸ジオパークにおける震災伝承サイトとしての整備などについても、また別な視点から考察を加えるべき津波モニュメントへの関与のあり方であると考えられる。

5. おわりに

本稿では岩手県内に所在する津波モニュメントについて、東日本大震災後に筆者が行った悉皆調査の結果を示すとともに、その性格や来歴などについて分析と考察を加えてきた。

検討の結果見出された要点は以下の通りである。

- ①岩手県内に存在する津波モニュメントの多くは明治と昭和の三陸地震津波を対象にしたものであり、両者の数に顕著な差は見受けられない。一方、1960年チリ地震津波に関するモニュメントの数は両者ほど多くなく、また、江戸時代以前に設けられた津波モニュメントは管見の限り皆無である。
- ②津波モニュメントの性格は、供養碑型、記念碑型、標石型の三つに大別される。災害死者一般の供養碑は既に前近代から営まれてきたが、津波犠牲者に限定した場合、岩手県内では近代以降建立が確認されるようになる。近代化の産物とも評価できる記念碑型モニュメントについては、明治三陸地震津波を機に営まれ始めるが、草創期の碑文は前近代の災害死者供養碑の碑文構成に立脚していた。標石型モニュメントに象徴される過去の津波浸水域の可視化については、昭和三陸地震津波発災後に見られるようになる。
- ③東日本大震災において、全体の約4割のモニュメントが津波による被害を免れたが、過去の津波浸水域上に設けられたモニュメントについては、その約7割が浸水、損壊、流失いずれかの被害を受けている。
- ④明治三陸地震津波後と、昭和三陸地震津波後に設けられた津波モニュメントの数の間に大きな開きはないものの、建立されるタイミングには明確な差異が生じており、そこには昭和三陸地震津波後に行われた東京朝日新聞社義捐金による建碑促進の影響が認められる。
- ⑤全体の約半数の津波モニュメントが、寺社をはじめとする地域の信仰・供養の拠点に設けられており、これらのモニュメントの過半数が東日本大震災において津波被害を免れている。
- ⑥当初の設置場所からの移動が確認されている津波モニュメントは全体の2割近くに上り、その中には過去の津波浸水域や到達点を示すために設けられた標石型モニュメントも含まれる。
- ⑦昭和三陸地震津波を対象とする津波モニュメントの約8割が東京朝日新聞社義捐金によって設けられたものであり、昭和三陸地震津波から1960年チリ地震津波の間に、これに頼らず設けられたと断定できる記念碑型モニュメントはわずか1基に過ぎない。
- ⑧現時点で所在地域住民との間に明確な関係性が看取されたモニュメントは全体の約26%であり、その関与のあり方は、定期的な災害犠牲者供養、間接的供養、周辺環

境整備、防災教育、災害伝承の促進の5つに大別された。

東日本大震災を経て、岩手県宮古市重茂姉吉の大津浪記念碑など、いくつかの津波モニュメントの地域防災上の意義が象徴的に喧伝されるに至ったが、改めて通覧すると、岩手県内で確認されるものに限っても、個々の津波モニュメントはその性格や背景などにおいて、多様性に富み、軽々に画一的な評価を下せないことが再確認された。「津波モニュメント」という定義の是非はさておき、これらモニュメント群を総体として議論する上ではこの点に十分留意すべきであろう。また、地域防災における活用をはかる場合にも、個々のモニュメントの性質を的確に踏まえて取り扱うことが望まれる。本稿が幾分なりともそれに貢献するものとなれば幸いである。

本稿では十分に言及できなかった青森県及び宮城県に所在するものや、東北地方日本海側に所在する、明治・昭和の三陸地震津波、1960年チリ地震津波以外の津波にまつわるモニュメントをも対象として、総合的に検討を深める中で、東北地方の津波にまつわる災害文化の特性を明らかにしていくことにより、モニュメント群の保存と活用に一層資することを次なる課題としたい。

補注

(1) 筆者は旧稿の中で「近代において、過去の津波災害の伝承の媒体として設けられた、あるいは伝承の媒体としての意味が見いだされた有形物」を「近代津波モニュメント」と定義したことがある。青森・岩手・宮城の三県にまたがる、いわゆる三陸地方において、津波を記念する、あるいは津波犠牲者を弔うために碑を建てることは、明治三陸地震津波以降に顕著となる極めて近代的な営みであること、過去に行われた悉皆的調査において、その対象の中には、必ずしも「碑」とよぶことが適切でない造形のものも含まれていることが主な理由である。但し、本稿においては1960(昭和35)年に発生したチリ地震津波関連のモニュメントをはじめ、近代という時代区分の下で論じることが一般的とは言えない資料も多数検討の対象とすること、及び動産も含む「有形物」一般とした場合、対象が際限なく拡張することから本稿においては後述のように再定義した。

(2) ①について、過去の悉皆調査においては津波犠牲者の墓石と見られるものも一部対象とされている。県別の犠牲者数など、「津波モニュメント」のそれに準ずる碑文を持つものも見受けられる一方で、被葬者名と、津波で亡くなった者の墓であるという事実のみを伝えるものも多数含まれる。前者と後者を区別した上で、一部を対象に含めるとした場合、悉皆的な検証結果の下で適切な線引きをするためには、過去の津波犠牲者の墓碑の記載内容を全て把握した上で慎重に検討を加える必要がある。現時点でその用意はなく、また上記のような私的な墓碑の悉皆的調査は、公的な災害伝承媒体としての性格が色濃い石碑類を主たる対象とした既往研究とも多分に様相が異なるため、過去の悉皆調査に含まれた墓碑類については、参考資料としてデータを把握するに留めた。参考資料扱いとしたモニュメントを含めたより多面的な検証については他日を期したい。

(3) 本稿では紙幅の都合上、碑文を割愛せざるを得ないため、岩手県山田町の「大海嘯記念碑」については、後掲参考文献6)上西2008のpp170-171、青森県八戸市の「餓死万霊等供養塔」については関根達人『石に刻まれた江戸時代 無縁・遊女・北前船』(吉川弘文館、2020)pp56-57などを参照されたい。

(4) 但し、39基の標石型モニュメントの分布が宮古市・大船渡市・陸前高田市と局所的である点には留意が必要である。これは標石型のモニュメント建立を志向した設置者(多くの場合被災自治体)の下で同種のモニュメントが複数の津波到達点に設けられたことによるが、一部の自治体に限ってなぜそのような志向性を有したのかという点については、岩手県外の事例と併せて今後検討すべき課題としたい。

謝辞

過去に行った調査結果に関する情報提供とご指導をいただいた北原糸子氏と、十余年にわたる調査の過程で聞き取り調査にご協力いただいた全ての方に、記して御礼申し上げる。

参考文献

- 1) 卯花政孝：三陸沿岸の津波石碑—その1.釜石地区—, 津波工学研究報告, Vol.8, pp171-229, 1991.
- 2) 卯花政孝：三陸沿岸の津波石碑—その2.三陸地区—, —その3.大船渡地区—, —その4.陸前高田地区—, 津波工学研究報告, Vol.9, pp233-348, 1992.
- 3) 卯花政孝：三陸沿岸の津波石碑・標石(含む墓石)—青森県三沢市～岩手県岩泉町—, 津波工学研究報告, Vol.19, pp1-73, 2002.
- 4) 北原糸子：東北三県における津波碑, 津波工学研究報告, Vol.18, pp85-92, 2001.
- 5) 首藤伸夫：昭和三陸津波記念碑—建立の経緯と防災上の意義—, 津波工学研究報告, Vol.18, pp73-84, 2001.
- 6) 上西勇：忘れるな三陸沿岸大津波 惨禍を語る路傍の石碑, 私家版, 2008.
- 7) 国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所調査第一課：津波被害・津波石碑情報アーカイブ, 国土交通省, 2012.
- 8) 旅的電子書籍製作所：津波碑巡礼 先人が私たちに残し伝えたものは何か, オフィスタックバック, 2017.
- 9) 佐藤翔輔 他：災害伝承は津波避難行動を誘引したのか—陸前高田市における質問紙調査を用いた事例分析—, 地域安全学会論文集, Vol.31, pp69-76, 2017.
- 10) 佐藤翔輔 他：津波伝承知メディアによる人的被害低減効果の統計的分析—東日本大震災で被災した岩手県・宮城県における津波碑と津波由来地名に着目して—, 土木学会論文集B2(海岸工学), Vol.73-2, ppI_1525-I_1530, 2017.
- 11) 大邑潤三：「災害碑」という概念と分類方法の検討, 歴史都市防災論文集, Vol.14, pp115-122, 2020.
- 12) 目時和哉：石に刻まれた明治29年・昭和8年の三陸沖地震津波, 岩手県立博物館研究報告, Vol.30, pp33-45, 2013.
- 13) 岩手県：岩手県昭和震災誌, 岩手県, 1934.
- 14) 目時和哉：金石文からみた三陸地方における津波認識の変遷, 宮城歴史科学研究, Vol.75, pp19-37, 2015.
- 15) 目時和哉：青森県太平洋沿岸部に所在する近代津波モニュメントの研究, 岩手県立博物館研究報告, Vol.39, pp19-33, 2022.
- 16) 盛岡市遺跡の学び館：災害の歴史—遺跡に残されたその爪跡, 盛岡市遺跡の学び館, 2013.
- 17) 毎日新聞高知支局：歴史探訪 南海地震の碑を訪ねて, 池田印刷, 2002.
- 18) 岡村健太郎：「三陸津波」と集落再編 ポスト近代復興に向けて, 鹿島出版社, 2017.
- 19) 柳田国男：雪国の春, 角川ソフィア文庫, p125, 2011, 初出1956.
- 20) 川島秀一：浸水線に祀られるもの—被災漁村を歩く(上), 季刊東北学, Vol.29, pp27-37, 2011.

(原稿受付 2024.8.31)

(登載決定 2025.1.25)